

能勢町 令和6年度 町民税・府民税申告書の書き方

日頃より、町税の納税にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も町民税・府民税の申告時期がまいりました。申告書の書き方をご参考に期限までに提出していただきますようお願いします。

申告の受付期間

申告書は郵送により提出することができます。

令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)

午前8時30分～午後5時 土・日・祝を除く

申告書の提出先・問合せ先

〒563-0392 大阪府豊能郡能勢町宿野28番地
能勢町役場 総務部理財課(税務担当)【本館1階③理財課(税務関係)】
電話:072-734-0153

申告書を提出する必要がない方

- 税務署に所得税の確定申告書を提出する方**(年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方、2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方は、税務署への確定申告が必要です。また、令和5年中に退職し、年末調整を受けない方は税務署へ確定申告をすることで、所得税の還付を受けることができる場合があります。)
- 令和5年中の収入が給与のみで勤務先から能勢町に**給与支払報告書が提出されている方**
- 公的年金等所得者**で次に該当するため、町民税・府民税が非課税となる方
(遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの方は申告が必要になります。)

- (1)昭和34年1月1日以前に生まれ(65歳以上)、収入が公的年金等のみで年金収入が**1,480,000円(雑所得380,000円)以下**の方
- (2)昭和34年1月2日以後に生まれ(65歳未満)、収入が公的年金等のみで年金収入が**980,000円(雑所得380,000円)以下**の方

※ 令和5年中に所得がない場合についても、国民健康保険や介護保険などに加入している方や、各種手当等の申請で所得に関する証明書等が必要な方は、必ず申告をお願いします。

申告の際に必要なもの

全員が必要なもの

- 町民税・府民税申告書
- マイナンバー確認書類

- ①マイナンバーカード(お持ちの方)
 - ②通知カード
 - ③マイナンバー付住民票
- ②③は運転免許証や健康保険証等が必要です。
※郵送による場合はコピーの添付が必要です。

該当の方が必要なもの

- 源泉徴収票(給与所得や公的年金等)
- 私的年金等の場合には支払金額の分かるもの
- 収支内訳書(営業等、農業、不動産の所得がある場合)
- 各種控除を受けられる場合、領収書または証明書
- 医療費(医薬品)の明細書
- セルフメディケーション税制の明細書
- 生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除証明書
- 寄附金の領収書

※領収書の提出は不要となりました。

※「令和5年中」は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間のことを表します。

◆この内容は、令和6年1月1日現在の地方税法等に基づき作成・説明してあります。以後、地方税法などの改正があった場合は、それに従い再計算します。

住所、個人番号、ふりがな、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。

(全ての方が記載要)

令和6年1月1日の住所を記載してください。
引っ越し等で住所が変更した方は現在の住所も記載してください。

左詰めで記載してください。

令和6年1月1日時点の氏名を記載してください。

令和6年1月1日の住所
能勢町 **宿野28番地**

現在の住所(令和6年1月1日の住所と異なる場合のみ記載)

個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

ふりがな **のせ たろう**

氏名 **能勢 太郎**

生年 明・大・昭・平・令 月 日 電話 番号
○年 ○月 ○日 ○○○○-○○○○

072-734-0001

- ① 昨年中の収入がなかった方(遺族年金、障害年金等の非課税所得の方)のみ記入してください。
(該当者のみ記載要)

該当の方は以上で申告書の記載は終わりになります。

① 昨年中の収入がなかった方

1.次に扶養されていた	氏名	続柄
2.非課税所得	住所	
3.その他	・遺族年金・障害年金・生活保護(その他)	
	・預貯金・求職中・病気療養中(その他)	

- ② 納税方法(給与所得がある方で公的年金以外に係る町府民税分)
給与所得がある方で公的年金等に係る所得以外に町府民税がある場合は納税方法(1給与から差引き2自分で納付)が選択できます。

記載がない方は原則「1給与から差引き」になります。

② 納税方法(給与所得がある方で公的年金等以外に係る町府民税分)

① 給与から差引き(特別徴収)
2 自分で納付(普通徴収)

- ③ 所得金額(該当箇所に記載要)

所得金額は令和5年中の収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。

(記載例)65歳以上で給与収入(1,850,000円)、公的年金等に係る年金収入(2,570,000円)、農業収入(1,050,000円)必要経費(専従者控除) (897,119円)の方の場合

給与所得・公的年金等に係る雑所得は町民税・府民税申告書の裏面【表1】・【表2】をご参照ください。

- ③ 所得金額

所得の種類	内 容	①収入金額	②必要経費(専従者控除)	所得金額(①-②)
給与所得(調整控除後)	給与、賞与、賃金などの所得 ※源泉徴収票が無い方は裏面も記入	1,850,000	所得金額算出は裏面【表1】参照	1,113,600
雑所得(公的年金等)	国民年金、厚生年金、厚生年金基金、共済年金、恩給などの公的年金	2,570,000	所得金額算出は裏面【表2】参照	1,470,000
雑所得(業務・その他)	シルバー人材センター配分金、個人年金、いずれの所得にも該当しないもの			
営業等所得(収支内訳書要)	飲食業、製造業、卸売業等から生じる所得 医師、税理士、保険外交員等から生じる所得			
農業所得(収支内訳書要)	米野菜、果樹などの生産販売、農産加工品などから生じる所得	1,050,000	897,119	1,528,819
不動産所得(収支内訳書要)	家賃、地代などによる所得			
利子所得	公社債、貸付信託の収益の分配にかかる所得			
配当所得	株式配当、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配などによる所得			

所得の種類	①収入金額	②必要経費	③特別控除額	(①-②-③)	1/2	所得金額(①-②-③)×1/2
総合譲渡(短期(所有5年以下))			短期・長期併せて50万円(まず短期より控除)	短期は1/2なし		
長期			短期がマイナスの場合:長期(1/2前)から短期を差し引く		×1/2	
一時所得			50万円		×1/2	
合計(総所得金額)(①～⑪を合算してください。)						2,736,481

総合譲渡	土地、建物以外の財産を売却して生じる所得(所有期間が5年以下なら短期譲渡所得)(収入金額-必要経費-特別控除額(短・長期併せて50万円))×1/2(長期の場合のみ)
一時所得	懸賞、競馬の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期払戻金など労務の対価に該当しない一時的な所得(収入金額-必要経費-特別控除額(50万円))×1/2

④所得から差し引かれる金額(その1)(該当箇所に記載要)

⑬雑損控除(証明書が必要です。)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(総所得金額等が48万円以下)が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額が控除されます。
(申告の際に支出金額の領収を証する書類を添付してください。)

㊤損失金額ー保険金などで補てんされる金額ー総所得金額等×10%

㊦災害関連支出の金額ー5万円

災害により被害を受けられた方は罹災証明書と雑損失の計算書の提出が必要になります。

⑭医療費控除(医療費控除の明細書が必要です。限度額200万円になります。)

※領収書の添付は不要です。(領収書は5年間ご自宅で保管してください。)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合において、支払った医療費の金額から総所得金額等の5%(限度額10万円)を差し引いた金額(限度額200万円)が控除されます。

詳しい内容は医療費控除の明細書の裏面に記載しておりますのでご参照ください。

医療費控除の特例:セルフメディケーション税制(セルフメディケーション税制の明細書が必要です。医療費控除と併用不可)

医療費控除の特例として、健康保持増進及び疾病予防への一定の取組(特定健診、予防接種、定期診査、がん検診)を行う方が、対象医薬品を購入した場合、支払金額から1万2千円を差し引いた金額(限度額8万8千円)が控除されます。

詳しい内容はセルフメディケーション税制の明細書の裏面に記載しておりますのでご参照ください。

(記載例)㊤支払医療費等:30万円・㊦保険金等の補てん金額:15万円・㊧総所得金額等の5%と10万円の少ない方の金額:10万円

㊤300,000円ー㊦150,000円ー㊧100,000円=㊨50,000円

医療費控除(明細書必要)	㊤支払医療費等	㊦保険金等の補てん金額	㊧総所得金額等の5%(限度額10万円)	=	㊨限度額200万円 31 50,000
	104 300,000	105 150,000	106 100,000		
セルフメディケーション税制 (※医療費控除と併用不可)			選択の場合は 106 対象医薬品 購入費等		限度額 8.8万円

医療費控除は上段に記入し、セルフメディケーション税制は下段に記入してください。

⑮社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている国民健康保険、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料、その他の社会保険料をあなたが支払った場合に控除されます。

⑯小規模企業共済等掛金控除(領収書の添付が必要です。)

小規模企業共済契約掛金、確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)等が控除の対象となります。

⑰ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除

あなたが前年12月31日現在、次の項目に該当している場合、該当項目を○で囲んで控除額を記入してください。

控除内容	控除額	控除の対象となる方
ひとり親控除	30万円	婚姻歴や性別に関わらず、扶養親族(子)を有する方(合計所得金額500万円以下に限る)
寡婦控除	26万円	合計所得金額500万円以下で以下のいずれかに該当する方 ①夫と死別後(生死不明も含む)、婚姻していない方 ②夫と離別後、婚姻していない方で扶養親族(子以外)を有する方
勤労学生控除	26万円	学生、生徒等で合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の方

⑱障害者控除(障害者手帳などの提示または写しの添付が必要です。)

あなたやあなたと同一生計配偶者及び扶養親族が前年12月31日現在(年の途中で死亡した方はその死亡日)、次の手帳の交付を受けている場合、該当者の障害者控除の該当項目を○で囲んで氏名、控除額を記入してください。

	控除額		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
	本人	同一生計配偶者または扶養親族			
普通障害	26万円	26万円	3級以下	B	2級・3級
特別障害	30万円	30万円	1級・2級	A	1級
同居特別障害		53万円			

※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)において扶養控除額は0円ですが、障害者控除額は該当の控除額が適用されます。

※同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者でかつ同居している場合は、53万円が適用されます。

(記載例)合計所得金額が500万円以下の未婚の方で扶養親族(子)がおり、その扶養親族(子)が身体障害者手帳の1級で同居の場合

障害者控除の「配偶者及び扶養者」の人数は ⑲配偶者控除⑳配偶者特別控除㉑扶養控除 の障害者の合計人数と同じになります。	ひとり親・寡婦控除	37 ひとり親控除 30万円	37 寡婦控除 26万円	38 勤労学生控除 26万円	学校名	17 3,000,000
	障害者控除	特障30万円・同居53万円 (身1・2級・療A・精1級)	本人	配偶者及び扶養者	普障 26万円 身3級以下・療B・精2・3級	

⑤所得から差し引かれる金額(その2)(該当箇所に記載要)

生命保険料控除と地震保険料控除は町民税・府民税申告書の裏面の【表3】と【表4】をご参照ください。

⑥所得から差し引かれる金額(扶養控除)(該当箇所に記載要)

㉑配偶者控除 ㉒配偶者特別控除

前年の12月31日(年の途中で死亡した方はその死亡日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者、内縁関係にある方は含まない。)で合計所得金額が48万円以下(同一生計配偶者)の場合は配偶者控除が受けられます。

また、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合は配偶者特別控除が受けられます。

ただし、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者(特別)控除は受けられません。

なお、あなたの合計所得金額に応じて配偶者控除及び配偶者特別控除で控除される金額が異なります。

配偶者の合計所得金額が48万円超の場合は【表5】を参照のうえ、該当の配偶者特別控除額を記入してください。

※生計を一にするとは・・・

必ずしも同居を要件とするものではありません。

例えば、勤務、就学、療養等の都合で別居している場合でも、余暇は起居を共にする場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

【表5】配偶者控除及び配偶者特別控除の表

納税義務者の 合計所得金額	配偶者の合計所得金額									
	配偶者控除		配偶者特別控除							
48万円以下 70歳未満 昭和29年 1月2日以降	48万円以下 70歳以上 昭和29年 1月1日以前	48万円超 ~ 100万円 以下	100万円超 ~ 105万円 以下	105万円超 ~ 110万円 以下	110万円超 ~ 115万円 以下	115万円超 ~ 120万円 以下	120万円超 ~ 125万円 以下	125万円超 ~ 130万円 以下	130万円超 ~ 133万円 以下	900万円以下
33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	900万円超~ 950万円以下
22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	950万円超~ 1,000万円以下
11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

(記載例)配偶者の能勢花子さん(昭和63年2月2日生まれ)に合計所得金額が610,000円あった場合

住民票の住所が納税義務者の住所と異なる場合、記入してください。

個人番号	000000000000	生年月日	明・大・昭・平・令	続柄	区分	扶養の内容	障害の区分
氏名	能勢 花子	63年 2月 2日	夫	同居	一般 33万円	・特別障害	
住民票の住所(別居の場合)	能勢町倉垣712番地						
配偶者の合計所得金額が48万円超の場合	配偶者特別控除額の算出方法は別紙「町民税・府民税申告書の書き方」の裏面【表5】をご参照ください。						
配偶者の合計所得金額	48	配偶者特別控除額	610,000	配偶者特別控除額	39	配偶者特別控除額	40
							3,300,000

配偶者の合計所得が48万円以下の場合には配偶者控除になりますので、㉑配偶者特別控除に控除額を記入ください。

配偶者の合計所得金額が48万円超の場合、配偶者の合計所得金額は上記の【表5】をご参照のうえ、㉒配偶者特別控除に控除額を記入してください。

㉒障害者控除の「配偶者及び扶養者」の人数に関わりますので記入漏れが無いよう注意してください。

㉓扶養控除

前年の12月31日(年の途中で死亡した方はその死亡日)現在、あなたと生計を一にする親族(事業専従者は含まない)で合計所得金額が48万円以下の方。扶養親族の氏名、個人番号、生年月日、続柄、区分、扶養の内容、障害の区分を記入してください。

扶養の内容は町民税・府民税申告書の表面【参考】扶養の内容についてをご参照ください。

(記載例)合計所得金額が48万円以下の能勢一郎さん(子・令和元年6月6日生まれ・同居特障)を扶養した場合

氏名	生年月日	続柄	区分	扶養の内容	障害の区分
個人番号	000000000000	明・大・昭・平・令	子	・年少	0円
氏名	能勢 一郎	1年 6月 6日	同居 別居	・一般 33万円	・特別障害
住民票の住所(別居の場合)	同居特障				
				・特定 45万円	・普通障害
				・老人 38万円	・同居障害
				・同居老人 45万円	

㉒障害者控除の「配偶者及び扶養者」の人数に関わりますので、記入漏れが無いよう注意してください。

※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)において扶養控除額は0円ですが、その年少扶養親族が障害者である場合、該当の障害者控除が適用されます。障害者控除額については㉒障害者控除に記入してください。
また、年少扶養親族の方を記入されない場合、非課税限度額が変わるので、町府民税の負担が増える可能性があります。

㉔基礎控除(合計所得が2,500万円以下の方)

基礎控除は43万円(合計所得金額が2,400万円以下)、29万円(合計所得金額が2,400万円超~2,450万円以下)、15万円(合計所得金額が2,450万円超~2,500万円以下)になります。

㉕控除合計 ㉓雑損控除から㉔基礎控除(全ての方に一律に適用される控除)までの控除を合計してください。

㉖課税総所得金額 ㉔合計(総所得金額)から㉕控除合計を差し引いて千円未満を切捨ててください。

㉗税額控除

㉗~㉚寄附金税額控除(証明書の添付が必要です。)

あなたが都道府県、市区町村、大阪府共同募金会、日本赤十字大阪支部に対して寄附を行った場合(大阪府税条例で定める寄附を含む)、寄附金額のうち2千円を超える額について町府民税額から税額控除されます。(ただし所得等に応じて限度があります。)

なお、所得税の確定申告をされない方は所得税の軽減を受けることはできませんのでご注意ください。